

第25号議案 長崎市科学館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	2
2 条例改正の内容	2～4
3 条例の施行期日	4
4 新旧対照表	5～7

教育委員会

令和6年2月

1 条例改正の概要

長崎市科学館の利用者の利便性向上を図るとともに、再来館による入場者数の拡大を図ることで、科学に興味・関心を持つ児童・生徒をより増やし、子どもたちへの科学知識の普及に寄与するため、年間パスポート（年間観覧料）を導入する。

また、年間観覧料の導入に併せて、利用料金の区分を整理する。

2 条例改正の内容

(1) 年間観覧料

次のとおり年間観覧料を定める。【別表第1】

区 分		年間観覧料（1人1年間につき）
常設展示及びスペース シアター	一 般	2,320円
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,150円

ア 料金設定の考え方

(ア) より多くの方に利用してもらうための仕組みとして、常設展示及びスペースシアター（プラネタリウム・全天周映画）がセットになった年間パスポートを導入する。

(イ) 料金設定については、長崎市恐竜博物館・長崎ペンギン水族館と同様に通常価格の2.5倍で設定し、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

算定式

$$\boxed{\text{年間観覧料}} = \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{常設展示} \\ \text{観覧料} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{スペースシアター} \\ \text{(プラネタリウム・全天周映画)} \\ \text{観覧料} \end{array}} \right) \times 2.5 \text{ 倍}$$

年間観覧料の算定

一 般	930 円 (<small>常設展示</small> 410 円 + <small>スペースシアター</small> 520 円) × 2.5 倍 = 2,325 円 ≒ <u>2,320 円</u>
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	460 円 (<small>常設展示</small> 200 円 + <small>スペースシアター</small> 260 円) × 2.5 倍 = <u>1,150 円</u>

長崎市の施設における年間パスポート導入事例

長崎ペンギン水族館	大人	520 円 → 1,250 円	【約 2.4 倍】
	子ども	310 円 → 730 円	【約 2.4 倍】
長崎市恐竜博物館	大人	500 円 → 1,250 円	【2.5 倍】
	子ども	200 円 → 500 円	【2.5 倍】
出島	大人	520 円 → 830 円	【約 1.6 倍】
	高校	200 円 → 310 円	【約 1.5 倍】
	小中	100 円 → 200 円	【2 倍】

イ 年間パスポートの運用

(ア) 利用期間 発行日から 1 年間

(イ) 発行手続 科学館受付において、指定管理者が即日発行する。

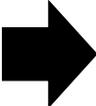
ウ 導入効果

年間パスポートの導入により、リピーターが増え、利用者数の増につながる。

(2) 利用料金の区分の見直し

年間パスポート導入に併せて、利用者にとって分かりやすい料金体系とするため、同じスペースシアター内において、1日6コマの時間割でどちらかが上映されている「プラネタリウム」と「全天周映画」の利用料金を、「スペースシアター」の利用料金として1つの料金体系に整理する。【第9条、別表第1】

区分		観覧料	
		個人	団体(15人以上)
プラネタリウム	一般	円 520	円 1人につき410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	1人につき200
全天周映画	一般	520	1人につき410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	1人につき200



区分		観覧料(1人1回につき)	
		個人	団体(15人以上)
スペースシアター	一般	円 520	円 410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	200

(3) その他所要の整備

他の公の施設の条例と同様の文言に整理する。【第5条、第22条】

3 条例の施行期日

令和7年4月1日（次期指定管理開始日から）

ただし、2(3)の所要の整備については公布の日

4 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎市科学館条例</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 3 月 2 8 日 条例第 1 号</p> <p>(略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第 3 条 (第 5 号を除く。) に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 科学館の利用の許可その他の科学館の利用に関する業務</p> <p>(3) 科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) <u>前 3 号</u> に掲げるもののほか、科学館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務</p> <p>(略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 9 条 <u>常設展示 (科学館の展示室において行われる資料等の展示をいう。以下同じ。)、特別展示 (科学館の学習室において行われる資料等の展示をいう。以下同じ。)</u> 若しくは <u>スペースシアター (科学館のスペースシアター室において行われるプラネタリウム等による天体運行の投影及び全天周映画の映写をいう。以下同じ。)</u> を観覧しようとする者又は利用の許可を受けた者 (以下「利用者」という。) は、科学館の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>○長崎市科学館条例</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 3 月 2 8 日 条例第 1 号</p> <p>(略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第 3 条 (第 5 号を除く。) に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 科学館の利用の許可その他の科学館の利用に関する業務</p> <p>(3) 科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、科学館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務</p> <p>(略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 9 条 <u>科学館の展示室に展示している資料等、プラネタリウム若しくは全天周映画</u> を観覧しようとする者又は利用の許可を受けた者 (以下「利用者」という。) は、科学館の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(略)</p>

改正後	改正前
<p>(教育委員会による管理)</p> <p>第 22 条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。</p> <p>2 前項の場合に<u>おける</u>第 6 条第 1 項、第 8 条、第 9 条第 1 項及び第 3 項、第 11 条、第 12 条並びに別表第 2 の規定の適用については、第 6 条第 1 項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第 8 条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第 9 条第 1 項中「科学館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第 1 に掲げる観覧料又は別表第 2 に掲げる使用料（以下「観覧料等」という。）を<u>市長に納入</u>しなければならない」と、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第 11 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第 2 項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第 12 条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等」と、別表第 2 中「利用料」とあるのは「使用料」とし、第 6 条第 2 項並びに第 9 条第 2 項及び第 4 項の規定は適用しない。</p> <p>(略)</p>	<p>(教育委員会による管理)</p> <p>第 22 条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。</p> <p>2 前項の場合に<u>おいては、</u>第 6 条第 1 項、第 8 条、第 9 条第 1 項及び第 3 項、第 11 条、第 12 条並びに別表第 2 の規定の適用については、第 6 条第 1 項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第 8 条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第 9 条第 1 項中「科学館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第 1 に掲げる観覧料又は別表第 2 に掲げる使用料（以下「観覧料等」という。）を<u>納入</u>しなければならない」と、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第 11 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第 2 項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第 12 条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等」と、別表第 2 中「利用料」とあるのは「使用料」とし、第 6 条第 2 項並びに第 9 条第 2 項及び第 4 項の規定は適用しない。</p> <p>(略)</p>

改正後

改正前

別表第1（第9条関係）

別表第1（第9条関係）

区分		観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （1人1年間につき）
		個人	団体（15人以上）	
常設展示	一般	円 410	円 320	
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	200	160	
特別展示		2,090円以内で教育委員会が定める額		
<u>スペースシアター</u>	一般	円 520	円 410	
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	200	
[削除]	[削除]	[削除]	[削除]	
	[削除]	[削除]	[削除]	
<u>常設展示及びスペースシアター</u>	一般			円 2,320
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児			円 1,150

区分		観覧料	
		個人	団体（15人以上）
常設展示	一般	円 410	円 <u>1人につき</u> 320
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	200	<u>1人につき</u> 160
特別展示		<u>1人につき</u> 2,090円以内で教育委員会が定める額	
<u>プラネタリウム</u>	一般	円 520	円 <u>1人につき</u> 410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	<u>1人につき</u> 200
<u>全天周映画</u>	一般	<u>520</u>	<u>1人につき</u> 410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	<u>260</u>	<u>1人につき</u> 200

備考（略）
（略）

備考（略）
（略）